

東京駅の目の前にある38階建ての新丸ビルは昭和27年に建設された8階建ての旧丸ビルを建て替えたものですが、特例制度を利用して3階建てである東京駅赤レンガ駅舎の余つた容積率を譲り受けたという緩和措置により誕生しています。そこで、今回は建ぺい率と容積率について考えます。

そもそも「建ぺい率」と「容積率」って何?

一言でいうと土地面積内でどのくらい建物に使えるかを示したのが建ぺい率、延床面積の上限を示したのが容積率です。

例えば、「面積100m²、建ぺい率60%、容積率200%」という土地に家を建てる場合、1階の床面積の上限が60m²で延べ床面積の上限が200m²です。そのためこのよう

建ぺい率に関してはこれだけを知つていれば十分ですが、容積率については色々と複雑な要素が絡んでいて、都市計画上で指定された用途地域に応じて上限が定められています。一般的な街並みは、ほぼ同じような建物が並んでいいるのが通例ですが、これは容積率や高さ制限等の規制がかかつていいからであり、逆に言うと突出した建物があつた場合、容積率で何らかの優遇措置を受けている事が多く、容積率が緩和されればそれだけ大きな建物を建てる事が出来るようになります。

か広がります。例えば、住宅の天井裏は「高さが平均で1.4m以下」「直下階の床面積の50%以下」という条件を満たせば収納目的（居住用でない）と認定されて延べ床面積から除外されます。書斎や趣味の部屋、収納場所等、空間の使い方が様々に広がります。

もう一つ「住宅地下室の容積不算入」というものもあります。住宅の用途として使用する地下室については、床面積の三分の一を容積率の計算から除外するというのですが、延べ床面積が販売戸数に直結するマンションについて、これは重要なものです。建築基準法では不算是入の対象となる地下室を「その天井が地盤面からの高さ1m以下にあるもの」と定義しています。その為、例えば傾斜地に建て

容積率は老朽化マンションの増加に對する切り札に？

社は2018年度内に設立し、ライドシェアビジネスの展開を始めると予定だそうで、ゆくゆくは自動運転技術を組み合わせたサービス（車を所有せず、使いたい時に課金して利用するサービス）の提供を目指すそうです。

振り返ってみると、私たちを取り巻く社会環境はここ数年で随分と進化し、今やスマートフォンが一台あれば、色々な事が出来る時代になっています。

まだ日本の首都圏でしか開始されていない配車サービスのウーバーも、徐々にサービス展開を広げているカーシェアリングも、そして私たちが運転する車の自動運転も、数年後にはごく当たり前の事として利用しているでしょう。

東京証前の新丸ジレが、
あり、その認定

ケイアイ通信



2018年
11月号

られた一見すると9階建てのマンションにおいて、一層上の地表面を地盤面とすれば「地上4階、地下5階」というような建物とする事が可能であり、延べ床面積の算定において大幅な優遇措置を受ける事が出来ます。

**黒木代表の
ひとことコラム**

私は大変な就職氷河期時代に大学を卒業し、法律事務所か銀行に就職したいと思っていたのですが、希望する会社に中々出会えませんでした。そんな中、社員の定着率も良く、若い人が多くて将来性のある会社に出会う事が出来ました。それがこの会社でした。3ヶ月の試用期間を経て入社し、広島情報戦略課の事務職から、横川駅前店、宇品店、オーナーチームと営業職を経験し、5年経つた今期から広島情報戦略課のチーフを任せられています。

この課では、アパマンショップのデータベースシステム

ろです。パート、アルバイトを併せ、総勢8名で日々頑張っています。その中で私は、情報の入力作業は極力部下に任せ、チーフとして別の動きをさせてもらっています。というのは、少しでも新鮮で有力な物件情報を確保出来るようオーナー様への訪問を徹底し、そこで得た情報を社に持ち帰りすぐにデータベース上にアップする為です。

休日は友人や母と、ネットや雑誌で見つけたパン屋さん巡りを楽しんでいます。つい先日も、美味しいメロンパンのお店を見つきました。それからK-POPが大好きで、7、8年前からスープ・ジュニアという



（株）ケイアイホー
広島情報戦略課
チーフ 深堀佳那

今日は、(株)ケイアイホーム情報戦略課 深堀佳那チーフ編です。

ケイアイホーム（アパマンショップ）各店と
ケイアイグループのスタッフを
ご紹介いたします。

これだけは知つておきたい「不動産専用語」

Vol.
10

代表的な

ピックアツ

物の引渡しを求めるうる権利などについての強制執行を保全するため、その目的物について保管人を置いたり、相手方に定の行為を命じたりする仮の処分をいう。土地や家屋の引渡しの強制執行は、その物の占有者を相手方とする判決等により、その占有を排除して行われるが、判決等を得て執行するまでの間に、占有者が代わったり現状を変更されたりすると、その判決で執行することができなくなったり、しの執行が著しく困難となつたりするので、仮処分が利用される。債権者は自己の権利と保全の必要性を疎明し、保証金を積んで裁判所の仮処分命令をもとめ（民事保全法23条以下）、仮処分の執行をしておく（同法52条以下）命令に反した場合、仮処分債権者に対抗することができない。

終局登記（本登記）をなしうるだけの実体法上又は手続法上の要件が完備していない場合に、将来の登記の順位を保全するため、あらかじめなす登記のことをいう（不動産登記法2条）。後日要件が完備して本登記がなされれば、仮登記の順位が当該本登記の順位になるという順位保全効力を有する（同法7条2項）が、仮登記のまでは対抗力はない。このようない仮登記の一時的・仮定的性格にかんがみ、実務上仮登記申請の際には登記済証、利害関係人の承諾書の添付は必要とされず、さらに法律上仮登記権利者が単独で、仮登記義務者の承諾書を添付して仮登記する方法（同法32条）や仮登記仮処分命令によつて仮登記する方法（同条33条）等、仮登記申請の特則が設けられている。

全国の家賃・間取り動向及び グループ内の問い合わせ動向

「データCLIP」ケイアイお役立ち情報

■ 全国信贷物件家賃動向

1部屋		2部屋		3部屋		総平均賃料		東京100%	
都道府県	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	水準
埼玉県	52,031	3.2%	62,295	2.1%	72,435	-0.2%	59,890	1.4%	84%
千葉県	52,179	2.2%	59,663	1.7%	73,325	-0.4%	58,095	0.6%	81%
東京都	67,645	0.4%	85,689	2.0%	93,484	-1.3%	71,454	0.1%	100%
神奈川県	57,605	0.2%	74,948	1.0%	83,246	-2.3%	66,105	-0.8%	93%
静岡県	44,913	-3.3%	56,434	1.3%	63,945	-2.1%	52,083	-1.7%	73%
愛知県	47,922	0.9%	57,445	2.4%	58,566	-7.6%	53,196	-1.0%	74%
奈良県	47,481	-0.3%	54,073	5.5%	60,632	2.0%	53,529	3.1%	75%
和歌山	41,995	3.3%	48,764	-5.2%	52,754	-2.7%	47,256	-3.3%	66%
京都府	50,380	0.3%	69,426	3.7%	78,711	4.3%	55,498	1.1%	78%
大阪府	53,208	1.3%	64,573	0.1%	73,124	-1.5%	58,726	0.2%	82%
兵庫県	51,843	2.4%	61,583	-3.9%	76,323	-5.5%	59,443	-2.8%	83%
鳥取県	38,411	-1.9%	48,113	1.1%	53,193	-16.0%	44,507	-4.9%	62%
岡山县	46,575	-1.7%	54,466	2.0%	61,293	1.7%	50,213	-0.9%	70%
島根県	43,682	7.0%	51,074	-4.6%	58,065	-7.1%	48,656	-1.5%	68%
広島県	47,443	2.3%	57,627	0.2%	64,112	-1.8%	53,041	-1.4%	74%
山口県	37,953	2.4%	48,797	-3.3%	58,824	3.4%	46,037	0.9%	64%
徳島県	36,997	0.1%	53,334	3.9%	59,587	-7.7%	49,365	-1.7%	69%
香川県	40,049	0.3%	47,479	-7.9%	54,636	-0.2%	46,335	-2.1%	65%
愛媛県	37,117	-3.1%	49,573	1.3%	51,592	-6.1%	45,493	-1.4%	64%
高知県	41,331	1.4%	54,224	4.0%	59,641	7.1%	49,793	6.7%	70%
福岡県	47,049	3.4%	59,849	0.6%	65,701	-3.0%	54,060	1.1%	76%
全国	49,898	2.9%	57,650	-1.2%	64,726	-3.7%	54,584	-0.1%	76%

※資料出所: (株)全管協共済会 小額短期保険契約実績よ

※総平均賃料は、1部屋から3部屋までのデータより算出したものです。

■お客様から当グループへの物件問い合わせ家賃動向(参考)

2023年6月不調査									
所在地	1部屋		2部屋		3部屋		総平均賃料		東京100%
	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	水準
広島市/廿日市	46,639	-12.7%	68,471	2.8%	71,553	-10.6%	59,037	-11.5%	83%
三原市	43,000	-7.7%	51,000	-13.1%	54,800	-9.9%	49,600	-10.3%	69%
福山市	40,600	-5.8%	53,200	-6.5%	75,200	-5.1%	56,300	-5.7%	79%
倉敷市	41,725	-10.3%	53,895	16.4%	82,542	15.6%	54,634	-0.7%	76%
岡山市	41,314	-11.1%	56,276	-6.7%	72,701	8.6%	53,979	-2.8%	76%

不動産関連のトラブル事例 その46

このコーナーでは毎回、国土交通省「不動産トラブル事例データベース」より様々な事例をピックアップしてご紹介します。

◆事案の概要◆
土木建築工事の設計・
施工等を業とする株
式会社Xは、平成7年9月、建設産業機械等
の販売等を業とする株
式会社Yの所有不
動産につき売買契約
を締結し、平成11年7月に所有権を移転
し、引渡しを受けた。
平成14年夏頃、Xは
本物件の一部の土地に
ついて土壤調査を行つ
たところ、鉛及びふつ
素による土壤汚染が
生じていることが判
明した。XはYに瑕疵
担保責任の履行を求
めたが、Yは交渉を拒
絶した。Xは、本件売
買契約締結時、本件
土地に土壤汚染が存
在しないものと誤信
しており、目的物の性
状に錯誤があつたので
本契約は無効である
と主張し、予備的に瑕
疵担保責任、債務不
履行に基づく損害賠
償を求めて提訴した。

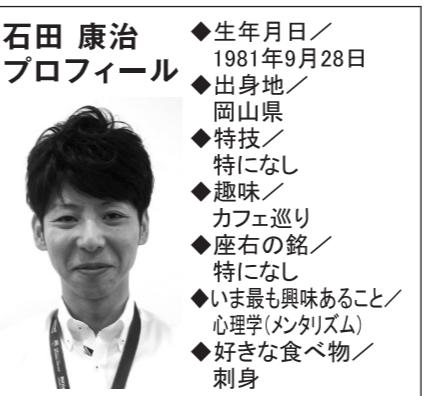
◆判決の内容◆
本件は、土壤の来歴、使用方法に関する売主の説明義務に基づいて損害賠償責任を認めた事例である。本件売買契約の本旨は特定物である本物件を現状において引渡すことにより、土壤汚染のない土地を引渡す義務を負うとまではいえないのが原則であるが、事業所跡地や埋立地等において土壤汚染が発見されるケースもあり、媒介業者は常に土壤汚染の可能性に注意を払い、売主にも説明を求めることで錯誤のない不動産取引を行う必要がある。土壤汚染を発生させる蓋然性のある方法で土地の来歴や従前の使用方法について説明すべき信義則上の付随義務があるとされた。

役員室だより

(株)ケイアイホーム賃貸事業部 備後エリアマネージャー 石田康治

い場所柄、日々接客をこなしているという感じでした。それはそれで貴重な経験で、得るものも多く自分にとっては必要な時期だったと思います。

しかし今年7月、福山市郊外の沖野上店及び三原店を管轄するエリアマネージャーに就任してからは、これまでのやり方が通用しない事に気付きました。先ずは通行人の数が絶対的に少ない事、お客様は独身から家族まで多彩である事、また土地ごとにそれぞれの特色がある事等です。まだ就任したてで市場も掴み切れていませんが、オーナー様を始め地元の建設会社、不動産会社へも顔を出し、その土地ならではの情報を収集しています。店長時代は来店されるお客様への対応で精一杯でしたが、現在は積極的に外へ出かけて、オーナー様の訪問にじっくりと時間をかけています。そうする事



- ◆生年月日／
1981年9月28日
 - ◆出身地／
岡山県
 - ◆特技／
特になし
 - ◆趣味／
カフェ巡り
 - ◆座右の銘／
特になし
 - ◆いま最も興味あること／
心理学(メンタリズム)
 - ◆好きな食べ物／
刺身

で、私という人間を知つていただき、少しづつでも信頼を積み重ねて、空室解消はもちろんのこと、土地活用や物件管理、新築等のご提案もさせていただければと銳意努力しています。休みの日にはカフェ巡りをして、のんびりとした時間を過ごす事が最高の気分転換になっています。また最近は、あのメンタリズムに興味があつて、色々と人付き合いに応用出来ないかと勉強をしています。更に今は、心理学そのものにも関心が向き始めています。(笑)

賃貸経営者が知っておきたい ‘あれ屋これ家’ 税務編 53



岡山さくら税理士法人
代表税理士 吉田陽介

岡山さくら税理士法人
代表税理士 吉田陽介

皆様こんにちは。朝晩
がめつきり冷え込むよ
うになつてきました。
くしやみをしている方
を最近よくお見かけ
しますが、お風邪など
召されませんよう御
留意下さい。

さて、先月15日に安倍
首相が消費税10%を
表明して以来、この
ニュースを耳にしない
日はありません。皆様
もご記憶にあるかと
思いますが、消費税
10%へのアップはこれ
まで2度も延期されて
きました。もともとは
2015年10月を予
定していましたが、消
費税8%へのアップの
時の景気の冷え込みが
予想以上であったこと
を理由に、2017年
4月に延期されました。
これが1度目です。
さらに新興国経済の
危機などがあり、今回
の2019年10月に2
度目の延期となりま
した。

はある?」ですが、マスクの大方の見方は、「3度目の延期はない」とのことです。前回の8%の時の景気の冷え込みや、今年7月から秋まで続いた自然災害の影響を受け、小売業などからは3度目の延期を求める声があるとも言われています。しかしながら、2020年の東京五輪の1年前で、景気上昇中の来年10月という絶好のタイミングを逃したら、先はもう無いと言われています。